

新旧対照表

投資信託総合取引規定（令和6年1月1日改正）

改正後	改正前
<p>第1条（省略）</p> <p>第2条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <p>① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 ⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定</p> <p>第3条～第6条（省略）</p> <p>第6条の2（指定口座の管理） 1～2（省略） 3 お客様が<u>第2項</u>の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当会は責任を負いません。</p> <p>第7条～第13条（省略）</p>	<p>第1条（省略）</p> <p>第2条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <p>① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資（<u>追加</u>）に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 ⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定</p> <p>第3条～第6条（省略）</p> <p>第6条の2（指定口座の管理） 1～2（省略） 3 お客様が<u>前2項</u>の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当会は責任を負いません。</p> <p>第7条～第13条（省略）</p>

以上

令和6年1月1日
 香川県信用農業協同組合連合会